



土学総 19242 号
令和元年 10 月 7 日

公益社団法人土木学会
関東支部 支部長 利穂 吉彦 殿

公益社団法人 土木学会
会長 林 康雄



令和 3 年度土木学会全国大会実施方の委任について

拝啓 貴下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

土木学会の運営に関しましては、種々のご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、土木学会全国大会規程第 8 条に基づき、令和元年 9 月 12 日（木）開催の第 2 回理事会において、令和 3 年度土木学会全国大会の実施支部を諮りました。

その結果、貴支部において開催することになりましたので、土木学会全国大会規定第 4 条に基づき、令和 3 年度全国大会の開催を要請し、その実施を委任いたします。

つきましては、令和 2 年 8 月下旬までに全国大会の実施大綱を作成し、理事会へご提出いただきますようお願い申し上げます。

敬具

令和3年度土木学会全国大会実行委員会規程（案）

（総 則）

第1条 この規程は、令和3年度土木学会全国大会（以下、「全国大会」という。）の実施のため、特別に設置する委員会の組織及び運営に関する事項を規定する。

（名 称）

第2条 この委員会は、令和3年度土木学会全国大会実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と称する。

（目的・業務）

第3条 実行委員会は、令和3年度に関東支部において開催される全国大会の円滑な実施・運営にあたることを目的とし、基調講演会、特別講演会、全体討論会、第76回年次学術講演会、研究討論会、見学会、市民向け展示および交流会等を適宜計画し、実施する。

（実行委員会の組織・構成）

第4条 実行委員会の組織・構成は、別紙組織図のとおりとする。

（委員の職務）

第5条 委員長は、全国大会の企画・運営を総括する。

- 2 実行委員会の活動を円滑にするために、副委員長を置き、委員長に事故があるときには、副委員長がその職務を代行する。
- 3 相談役は、土木学会本部理事あるいは経験者及び、関東支部長の経験者の中から選任するものとし、全国大会の企画・運営について助言する。
- 4 委員は、全国大会の企画・運営の実行にあたる。
- 5 監査役は、関東支部会計監査の内よりあて、実行委員会の会計を監査し、その結果を支部長に報告する。
- 6 実行委員会の委員は、土木学会関東支部長が委嘱する。

(部 会)

第6条 実行委員会に、各部会をおく。

2 設置する部会は以下のとおりとする。

- (1) 総務部会
- (2) 学術部会
- (3) 基調講演・特別講演・全体討論会部会
- (4) 学会誌編集部会

3 各部会には、部会長1名を置くものとし、部会長は担当部会を総括する。

4 各部会長は、必要に応じ委員の追加を行うことができる。

5 各部会には、副部会長1～2名程度、必要に応じて部会長補佐を置き、部会長に事故があるときには副部会長がその職務を代行する。

6 各部会には、職務の円滑な実行のため、必要に応じて班を設けるものとする。

7 各班には班長1名を置くものとし、班長は班を総括する。

(部会の担当業務)

第7条 総務部会は、大会運営全般に関する掌握を担当し、また全国大会の広報および案内(当日は総合受付を含む)、交流会、その他の事項でいずれの部会にも属さない事項の計画・実施に関する業務を担当する。

2 学術部会は、年次学術講演会および研究討論会の計画・実施に関する業務を担当する。

3 特別講演・討論会部会は、特別講演会および全体討論会の計画・実施に関する業務を担当する。

4 学会誌編集部会は、土木学会誌特別号編集及び、ホームページの作成に関する業務を担当する。

(常任委員会)

第8条 業務の円滑な実施を図るために土木学会関東支部会員の中から常任委員を選出し、常任委員より構成される常任委員会を設置する。

- 2 常任委員会の委員長は、実行委員会の委員長が兼ねる。
- 3 常任委員会の副委員長は、実行委員会の副委員長が兼ねる。
- 4 実行委員会の幹事長、各部長は、常任委員会の常任委員を兼ねる。
- 5 常任委員会は、全国大会実施に関する実行委員会の最高意志決定機関とする。

(幹事会)

第9条 全国大会実施に関する重要事項を計画・審議し、また各部会間の総合調整を行うために、幹事会を設ける。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事から構成され、幹事は各部長、各副部長、各部長補佐等とする。また、必要によっては若干名の班長を加えることができる。

(実行委員会の存続期間および委員の任期)

第10条 実行委員会の存続期間および委員の任期は、この規程の施行の日から全国大会に関する諸行事の終了ならびに決算報告の完了の日までとする。

- 2 委員が人事異動等により変更が生じた場合は、所属する機関において後任の調整をはかるものとし、別紙組織図を随時更新するものとする。

(実行委員会の会計)

第11条 実行委員会の予算および決算は、常任委員会において議決するものとする。

- 2 実行委員会の契約締結・金銭出納・予算差引・清算に関する事務は土木学会関東支部の責任において、これを行うものとする。

(実行委員会の記録等の作成および保管)

第12条 常任委員会・幹事会等の議事録の作成・全国大会関係書類の保管は、実行委員会の存続期間内において、これを行うものとする。

(実行委員会の事務局)

第13条 実行委員会の事務局は、土木学会関東支部内におくものとする。

(規程の変更)

第14条 この規程は常任委員会の承認を得て変更することができる。

(附則)

第15条 この規程は、令和2年度年〇月〇日から施行する。(制定)

令和3年度全国大会実行委員会 組織構成・名簿(案)

2020.2時点

部会	班	大会役職	職場所属	役職	氏名	常任委員会	幹事会
常任委員会		実行委員長					
常任委員会		副委員長					
常任委員会		副委員長					
常任委員会		副委員長					
常任委員会		副委員長					
常任委員会		幹事長					
常任委員会		副幹事長					
常任委員会		委員					
常任委員会		委員					
常任委員会		委員					
常任委員会		委員					
常任委員会		委員					
常任委員会		委員					
常任委員会		委員					
常任委員会		本部全国大会委員会委員					
常任委員会		相談役					
常任委員会		相談役					
常任委員会		監査役					
常任委員会		監査役					
常任委員会	会計班	(契約締結、金銭取引関係)					
総務部会		部会長					
総務部会		* 副部会長(総務班班長)					
総務部会		* 副部会長(会場班班長)					
総務部会		* 副部会長(会計・調達班班長)					
総務部会		* 副部会長(総合受付・案内班班長)					
総務部会		* 副部会長(広報班班長)					
総務部会		* 副部会長(交流会班長)					
総務部会		* 副部会長(展示班班長)					
総務部会		* 副部会長(本部関連行事班長)					
総務部会		* 副部会長(見学班班長)					
総務部会	総務班	総務班班長(副部会長)					
総務部会	総務班	班員(総務)					
総務部会	総務班	班員(予算管理)					
総務部会							
総務部会	会場班	会場班班長(副部会長)					
総務部会	会場班	副班長(会場)					
総務部会	会場班	副班長(学生)					
総務部会	会場班	班員(一時保育)(連絡)					
総務部会	会場班	班員(一時保育)(連絡)					
総務部会	会計・調達班	会計・調達班班長(副部会長)					
総務部会	会計・調達班	班員(企画)(兼務)					
総務部会	会計・調達班	班員(調達)					
総務部会	会計・調達班	班員(調達)					
総務部会	会計・調達班	班員(調達)					
総務部会	総合受付・案内班	総合受付・案内班班長(副部会長)					
総務部会	総合受付・案内班	班員(会場)					
総務部会	総合受付・案内班	班員(総合)					
総務部会	総合受付・案内班	班員(応接)					
総務部会	総合受付・案内班	班員(案内)学内または学外					
総務部会	総合受付・案内班	班員(案内)学内または学外					
総務部会	総合受付・案内班	班員(案内)学内または学外					
総務部会	総合受付・案内班	班員(案内)学内または学外					
総務部会	総合受付・案内班	班員(案内・応接)					

現在、全国大会準備委員会にて、令和2年7月下旬頃の実行委員会設立に向けて、実行委員会委員選定を進めています。

